



10分でわかる◎ 産業廃棄物ちよつと講座

Part 7 不備のない委託契約書





排出事業者の責任

- 処理基準の遵守
- 保管基準の遵守
- 発生から最終処分完了までの処理状況の確認
- 処理責任者の設置
- 帳簿の作成
- 処理計画の策定と実績の報告
- 委託基準の遵守
- マニフェストの正しい運用





委託契約書が必要な理由

まずは、廃棄物処理法施行令の規定を見てみましょう。

第6条の2第4号

委託契約書は、**書面により行い**、当該委託契約書には、**次に掲げる事項についての条項が含まれ**、かつ、**環境省令で定める書面が添付**されていること。





委託契約書のポイント

➤ 書面により行うこと。

契約書として有効な契約書を作成

➤ 法定の事項が全て含まれていること。

記載漏れは違法

➤ 法定の書面が添付されていること。

委託先の許可証の写しが必要

➤ 契約終了の日から5年間保管



委託契約書に記載すべき事項①

➤ 収集運搬・処分 共通項目

1 委託する産廃の種類	2 委託する産廃の数量	3 委託契約の有効期間
4 受託者に支払う料金	5 受託者の事業の範囲	
6 委託者の有する産廃適正処理に必要なア～クに関する情報		
ア 廃棄物の性状	イ 廃棄物の荷姿	ウ 通常の保管下での性状の変化
エ 他の産廃との混合等により生じる支障	オ JIS有害物質含有マークの表示	カ 石綿含有産廃が含まれている場合はその旨
キ その他取扱注意事項	ク 水銀廃棄物が含まれている場合はその旨	
7 6の事項に変更があった場合の伝達方法	8 受託業務終了時の委託者への報告	9 契約解除後の未処理産廃の取扱い





委託契約書に記載すべき事項②

➤ 収集運搬

1 運搬の最終目的地の所在地		
※以下は、積替え又は保管をする場合のみ記載する。		
2 積替え又は保管をする場所の所在地	3 保管できる産廃の種類	4 保管上限
5 積替え又は保管を行う場所において、安定型産業廃棄物であるときは他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項		

➤ 処分

1 処分場所の所在地	2 処分の方法	3 処分に係る施設の処理能力
※以下は、最終処分以外の委託をした場合のみ記載する。		
4 最終処分場所の所在地	5 最終処分の方法	6 最終処分に係る施設の処理能力



委託契約の締結相手

- 排出事業者と1回目の処分までに関与する処理業者とで締結



- 区間運搬（収集運搬業者が複数）の場合、収集運搬業者と処分業者が異なる場合等、1つの処理について、複数の事業者が関与する場合は、それぞれの事業者と契約書を書面で締結しなくてはならない。

⇒ 関与する事業者の数=契約書の数

実務で学ぶ

- 1つの業者に収集運搬と処分を一括で委託する場合



- 1つの業者に収集運搬を、別の業者に処分を委託する場合



- 区間運搬がある場合



実務で学ぶ

- 1つの業者に収集運搬と処分を一括で委託する場合 ⇒ **A社と締結**



- 1つの業者に収集運搬を、別の業者に処分を委託する場合 ⇒ **D社・E社と締結**



- 区間運搬がある場合 ⇒ **H社・I社・J社と締結**





委託契約書に係る罰則①

【3年以下の懲役・300万円以下の罰金・併科】

- 契約が書面でされていない。
- 法定事項が記載されていない。
- 許可証が添付されていない。
- 5年間保存されていない。

⇒両罰規定

従業員が勝手にやったでは、済まされません。

従業員と法人の両者が罰則の対象となります。





委託契約書に係る罰則②

【措置命令の対象】

委託した廃棄物が
不法投棄等の不適正処理される

+

委託契約書の運用に不備がある

再度、実費での処分が命令されることも・・・





『第7回 不備のない委託契約書』は以上になります。

不備のない委託契約書の作成が必要な理由は、ご理解いただけたでしょうか。

次回は、『産業廃棄物の正しい保管方法』です。

廃棄物処理法では、産廃の発生から収集運搬業者に引き渡すまでの間の保管方法が定められています。何気なく保管している方法は適法でしょうか？

